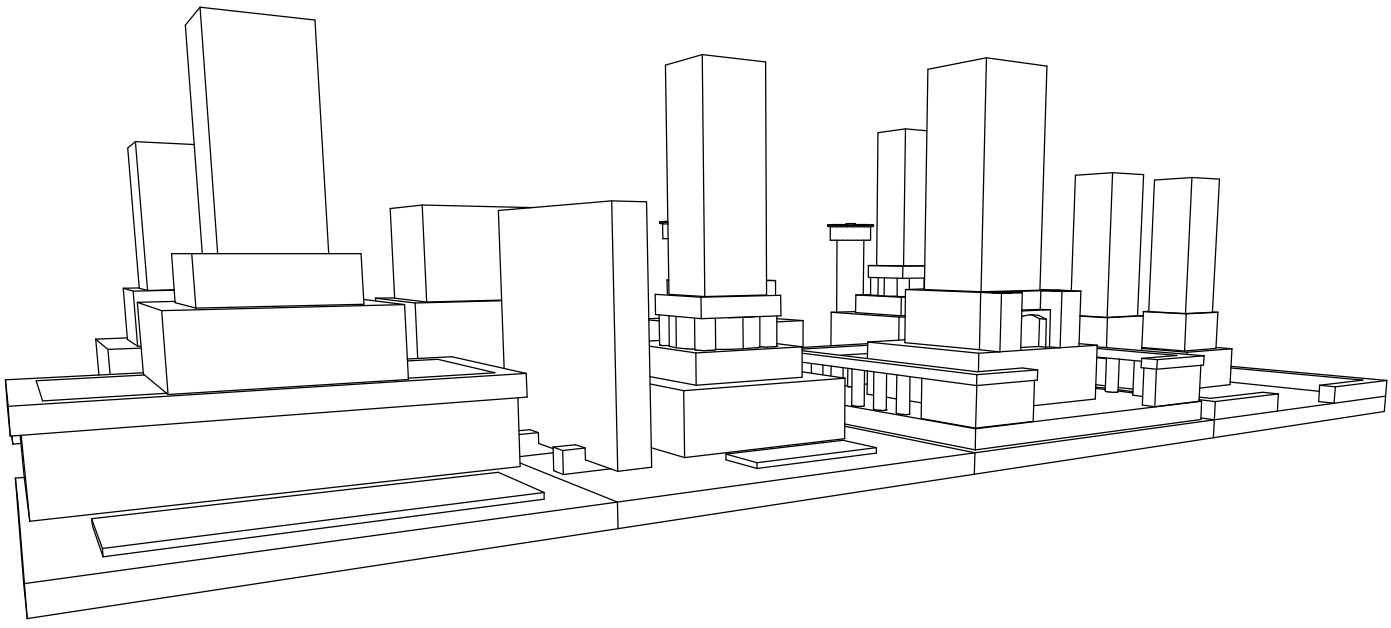
このパンフレットは、岐阜市が市営墓地の応募をご検討されている方に向けて発行しています。
事業者が営業目的で二次利用することはご遠慮ください。

R8.11.2

上加納山

令和８年度　第２回
市営墓地募集案内



市　営　墓　地　募　集　案　内

１　所　　在　　地

上加納山墓地　岐阜市上加納山４７１７番地４

２　交　通　手　段

岐阜バスの場合「金園町９丁目」停下車後、徒歩５分
中心市街地東部地区コミュニティバスの場合「岐阜市斎苑前」停下車後、徒歩１分

３　募 集 区 画 数

４０区画
※場所については別紙「図面」をご覧ください。
※大洞墓地と併せて応募することはできません。
※応募にあたっては、希望する区画を第２希望まで選ぶことができます。
ただし、「弥八下北」「れ９」地区の区画を希望される方は、地区と寸法を選んで応募してください。
※第１希望で申し込まれた区画から順に使用者の決定を行い、応募が重複した区画は、抽選で使用者を決定します。詳細は、４ページ「区画の決定方法」をご覧ください。

４　広さ及び使用料

５ページ「上加納山墓地　使用者募集区画　一覧表」をご覧ください。

５　応募できる方

①岐阜市に住所を有する方
②埋蔵する焼骨のある方（分骨のみの方は対象になりません。）
③同一世帯で他に市営墓地を使用していない方
④６か月以内に墓碑を建立できる方
以上の条件を全て満たす方
●当選後上記の条件を満たさないことが判明した場合は使用承認を取消すことがあります。

６　申　込　先　等

岐阜市役所　市民協働生活部 市民協働生活政策課（９階）
下記必要書類をお持ちのうえ、開庁時（平日８時４５分～１７時３０分）にご来庁ください。
※郵送での申込を希望する方は、申込書を郵送しますので、市民協働生活政策課へご連絡ください。なお、郵送いただいた必要書類に不備がある場合、受付せず返送させていただき、あらためて書類の提出を依頼しますので、ご了承ください。

必要書類

①納骨予定者の死体火葬許可証
（他の墓地から移転する場合はその墓地の管理者が発行する埋蔵証明書）
②申請者の世帯全員の住民票（本籍の記載があるもの）　１通
③申請者と納骨予定者との関係が確認できる戸籍謄本等　１通
　　→ 原本
④８５円切手、１１０円切手　各１枚　（募集結果等の送付に使用するため）
※②、③は返還いたしません。（①の死体火葬許可証はコピーを取り返還いたします。）

募集期間	抽選日等
１１／２～１１／３０ （郵送の場合は１１／３０必着）	１２月１６日　午前１０時 （抽選番号等は後日郵送にてお知らせします。）

＊募集期間終了後に申込区画の変更はできません。
＊体調がすぐれない場合は、抽選会への参加をご遠慮ください。

７　そ　　の　　他

３ページ「応募に際しての注意事項」をご覧のうえ、ご応募ください。
ご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。
岐阜市役所　市民協働生活部 市民協働生活政策課　　電話 ０５８－２１４－２１７６

≪使用承認条件≫（次のことを守らない場合は、使用承認を取り消すことがあります）
１　墓地以外の目的で使用しないこと　　２　使用権を譲渡又は転貸しないこと
３　６ヶ月以内に墓碑を建てること　　４　墓地の区画および市指定の墓石設置基準を遵守すること
５　施設修繕、天災等により移転等の処置の必要が生じた場合には市の指示に従うこと
６　法令や条例等に違反しないこと

≪墓石設置基準および設置上の注意≫
１　墓石の高さは、基礎を含めて地盤から１８０ｃｍ以下としてください。
２　使用区画内に墓石以外のもの（囲い・樹木等）を設置しないでください。
３　上記以外のものを設置する場合は、市民協働生活政策課へご相談ください。
４　使用区画内で造作等を行う場合は、墓地工事施行届を市民協働生活政策課に提出してください。

≪墓地使用上の注意≫
１　次のような場合は、その都度市民協働生活政策課へ届け出てください。
　所定の届書用紙がありますので、お問い合せください。

		墓地が不用になったとき	使用者が死亡したとき	生前に承継するとき	住所又は氏名を変更したとき	使用承認証を紛失したとき	焼骨の埋蔵をするとき
届(申請)書名		返還届	使用承継 承認申請書	使用承継 承認申請書	使用者住所 (氏名)変更届	使用承認証 再交付申請書	埋蔵届
必要書類例	戸籍謄本等		○	○	○ ※氏名変更の場合		
	住民票		○	○ 現使用者の本人確認書類も必要	○ ※住所変更の場合		
	交付済の使用承認証	○	○	○	○		
	誓約書		○				
	使用承継同意書		△ 直系血族の方は不要				
	祭祀主宰者申立書			○			
	死体火葬許可証						○

２　使用区画内の清掃や修繕は各自で行い、いつもきれいにするよう努めてください。
３　次の規定に該当したときは、無縁墳墓として墓碑等を一定の場所に改葬又は移転することがあります。
①使用者が死亡して５年以内に使用権承継の届出がないとき。
②使用者が住所不明となり、７年を経過したとき。

上加納山墓地　応募に際しての注意事項

＊　１名の焼骨に対し、１名のみ応募ができます。
　例えば、父親の焼骨に対し、長男及び別世帯の二男の２名が申し込むことはできません。

＊　「れ９」地区以外の区画は、過去に墓地として使用されていた区画で、返還手続きを経て、再度、使用者を募集する区画です。

＊　現状での使用となります。当選後の現地改修には応じることはできません。

＊　募集区画の中には、周囲の縁石まで含んだ許可寸法の区画があります。墓碑建立に際して支障がある場合は、この縁石を自費にて加工することができます。
　「弥八下南」、「弥八下北」、「長住」及び「れ９」地区については、縁石が設置してありますが、縁石に囲われている中で墓碑を建立してください。

＊　募集区画の境界には、杭やプレートを設置しています。申込前に現地にて、希望される区画の場所や境界、寸法をご確認ください。また、**墓碑の高さを１８０㎝以内**としてください。
　墓碑を建立される前に、改めて境界杭の間の寸法をご確認いただき、**規定の寸法及び境界を超えないようにしてください。現地で境界の位置や寸法に不明な点がある場合は、市に連絡してください。**（必要に応じ、市職員が申込者または工事施行業者の方と現地で立ち合い確認します。）
　墓碑建立後、市職員が現地確認を行います。**高さや許可寸法を超えている場合は、是正を求めます**のでご了承ください。（目視できる墓碑はもちろん、土中にある基礎コンクリートや塗布しているモルタルについても許可寸法に含まれます。）

＊　市では石材店を斡旋していません。

＊　墓地永代使用料納入後は、**どのような理由があっても全額は返金することができません**。**納入前に必ず現地をご確認ください**。（未使用の場合は使用料の１／２、使用後の場合は使用料の１／３の返金となります。）

＊　他の墓地から移転する場合は、使用決定後、岐阜市営墓地へ納骨する際に、その墓地の所在地の市町村長等が発行する改葬許可証が必要となります。

＊　岐阜市墓地条例、同施行規則など関係法令に照らし審査した結果、応募をお断りする場合があります。

【区画の決定方法】

・応募の際、申込書の希望区画の欄に第２希望まで記入することができます。
（第１希望のみの応募でも可能です。）
ただし、募集期間終了後は、希望区画及び希望順位の変更はできません。

・「弥八下北」「れ９」地区の区画を希望される方は、地区と寸法を選んでご応募ください。記号番号は、同一寸法のうち若い番号から順に抽選で決定します。

・第１希望で申し込まれた区画から使用者の決定を行い、応募が重複した区画は、抽選で使用者を決定します。

・第１希望の区画で落選した方について、第２希望の区画があれば、この方を使用者として決定し、第２希望の区画の応募が重複した場合は、さらに抽選で使用者を決定します。
ただし、第２希望の区画について、既に第１希望での抽選で使用者が決定している場合は、第２希望の抽選は行いません。

・第１希望、第２希望のいずれの区画も落選した方については、第１希望の区画において補欠抽選を行い、補欠当選者を１名決定します。

・第１希望の補欠抽選で落選した方については、第２希望の区画において補欠当選者がいない場合に限り、補欠抽選を行い、補欠当選者を１名決定します。

【抽選会場のご案内】

抽選日時　令和８年１２月１６日（水）　午前１０時から

抽選場所　岐阜市司町４０番地１
岐阜市役所１０階　１０－１会議室

会場案内図



※ 抽選結果については、抽選日の午後に市ホームページに掲載するとともに、郵送にて通知いたしますので、**抽選会に参加する必要はありません**。

※ 駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用いただきますようご配慮ください。

※ 駐車場を利用する場合、駐車券を抽選会場までご持参のうえ、抽選はがきとともに係員にご提示ください。駐車料金は２時間まで無料となります。また、お帰りの際、１階総合案内、１階守衛室前（東口）、２階総合案内（東口）、３階東口のいずれかにて駐車券を提示してください。（駐車料金の減免に必要な手続きとなります。）

上加納山墓地　使用者募集区画　一覧表

・ご希望される区画を選んで、ご応募ください。ただし、「弥八下北」及び「れ９」は、記号番号を指定
**　することができません。地区及び寸法を選んでご応募いただいた上で、記号番号は抽選により決定します。**

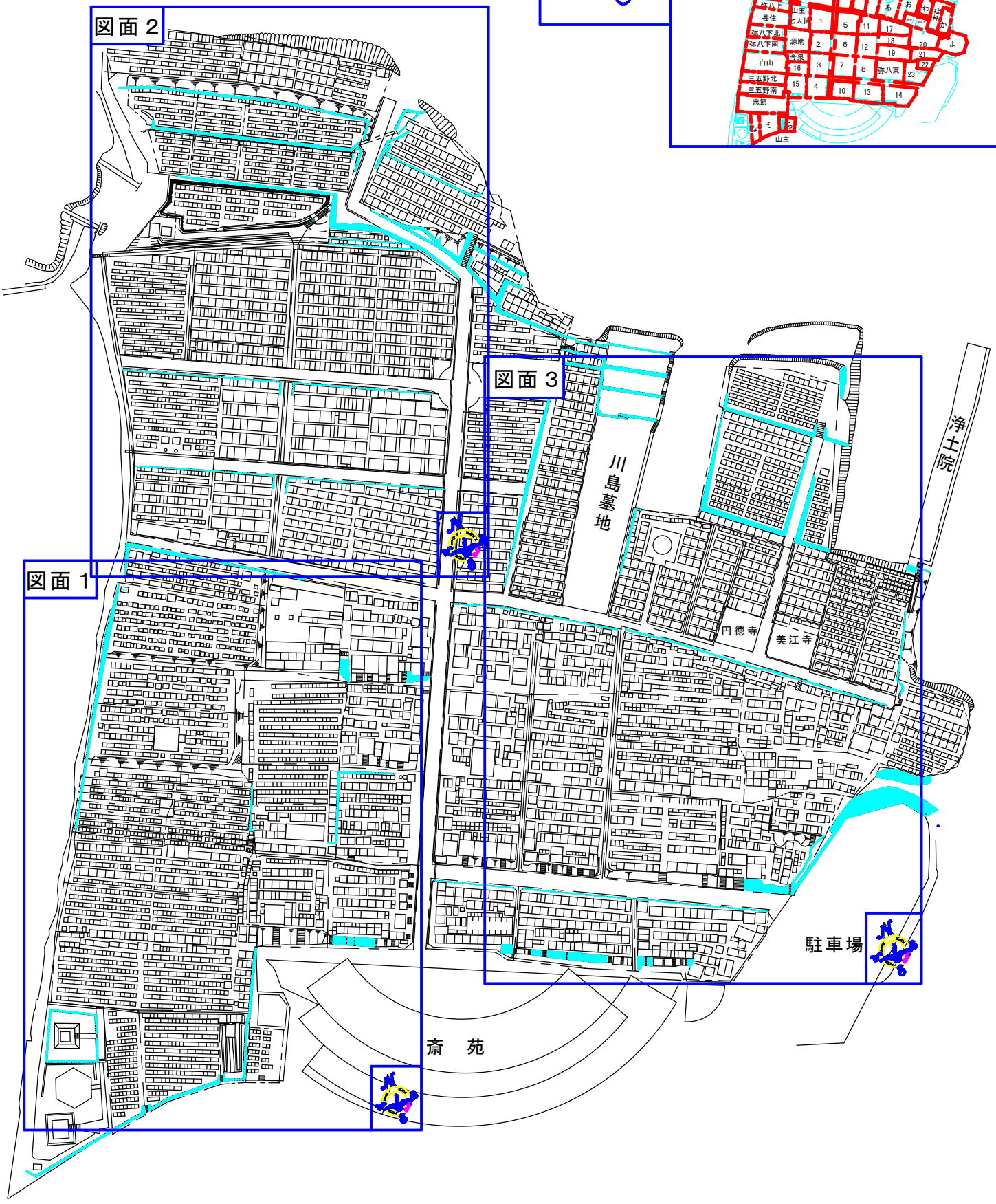
・募集区画の中には、周囲の縁石まで含んだ許可寸法の区画があります。
　それらの縁石が墓碑建立に支障をきたす場合は、縁石を自費で加工できます。

・「弥八下南」、「弥八下北」、「長住」及び「れ９」地区は、縁石で囲われた中で墓碑を建立していただきます。

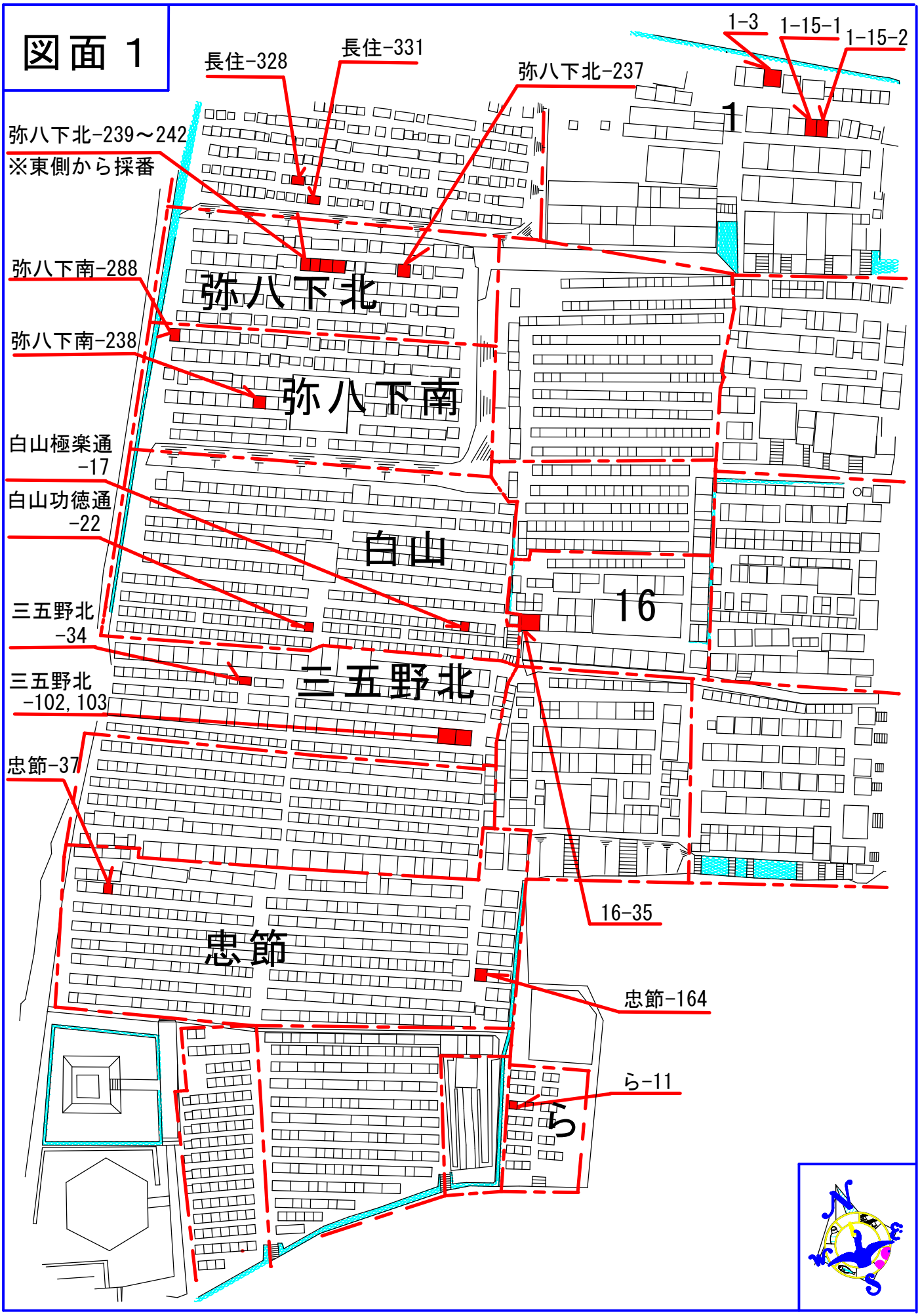
図面番号	区画			寸法		金額	応募方法
	地区	記号番号	枝番	縦(cm)	横(cm)		
図面1	ら	11		90	90	136,000	「地区」及び「記号番号」を指定
	忠節	37		90	90	136,000	
		164		125	125	262,500	
	三五野北	34		95	145	231,400	
		102		180	180	544,300	
		103		180	180	544,300	
	白山極楽通	17		90	90	136,000	
	白山功徳通	22		90	90	136,000	
	弥八下南	238		125	125	262,500	
		288		125	90	189,000	
	長住	328		90	125	189,000	
		331		90	125	189,000	
	1	3		180	180	544,300	
		15	1	180	120	362,800	
			2	180	120	362,800	
	16	35		180	180	544,300	
	弥八下北	237		125	125	262,500	「地区」及び「寸法」を指定 ※記号番号は選べません。
		239		125	125	262,500	
		240		125	125	262,500	
		241		125	90	189,000	
		242		125	90	189,000	
図面2	れ9	12		125	125	262,500	「地区」を指定 ＊記号番号は選べません。
		13		125	125	262,500	
		14		125	125	262,500	
		15		125	125	262,500	
		16		125	125	262,500	
		17		125	125	262,500	
		18		125	125	262,500	
		19		125	125	262,500	
図面3	5	5		90	100	151,200	「地区」及び「記号番号」を指定
		6		90	100	151,200	
	11	9	1	90	90	136,000	
			2	90	90	136,000	
	13	63		180	130	393,100	
	23	10		180	180	544,300	
		46		150	180	453,600	
	か	54		180	90	272,100	
	た	201		90	90	136,000	
	る	95		150	90	226,800	
	本荘	163		90	100	151,200	

全　40　区画

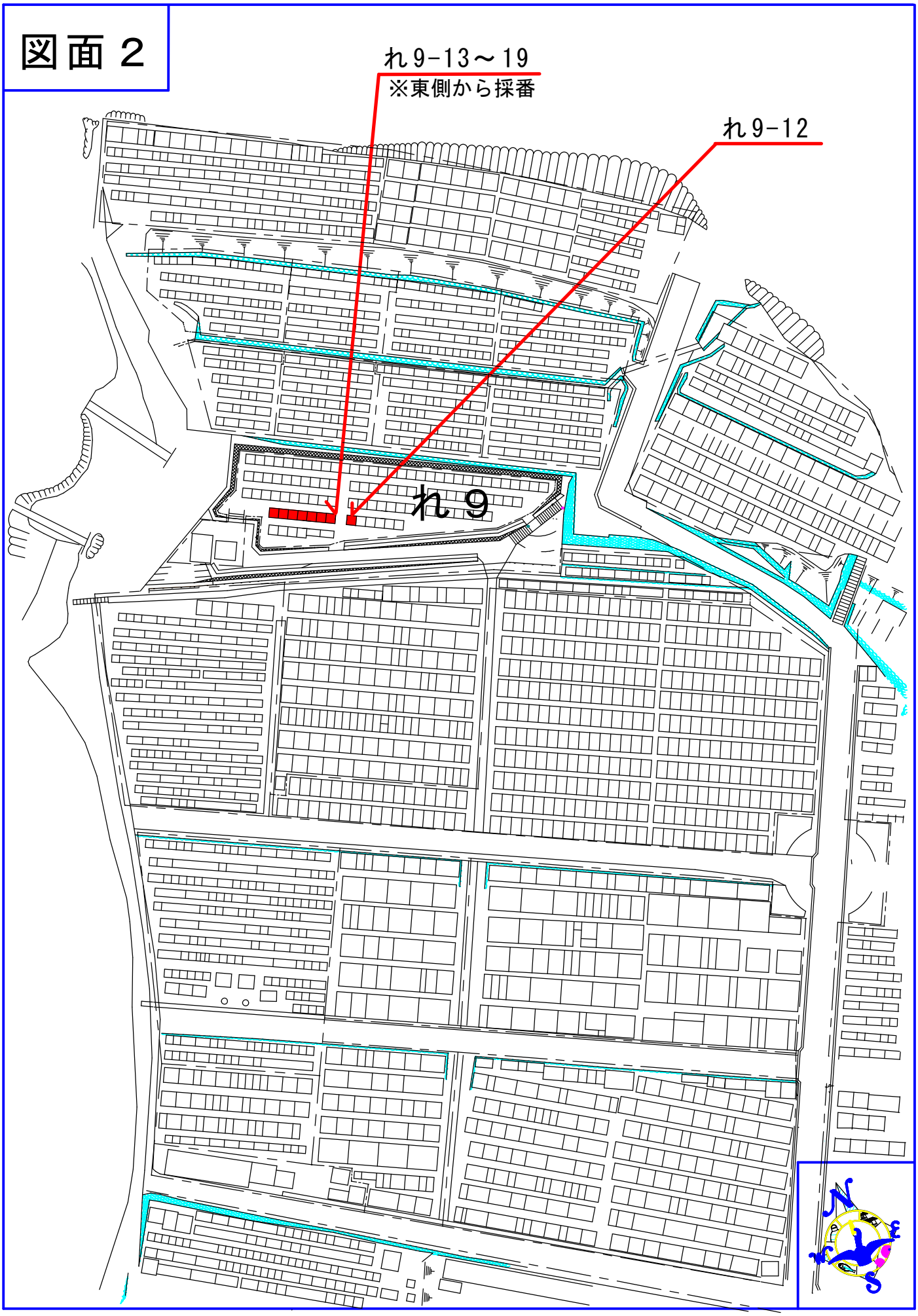
図　面　名	令和８年度　上加納山墓地　募集箇所
募集区画数	４０区画
作製者	岐阜市市民協働生活部市民協働生活政策課



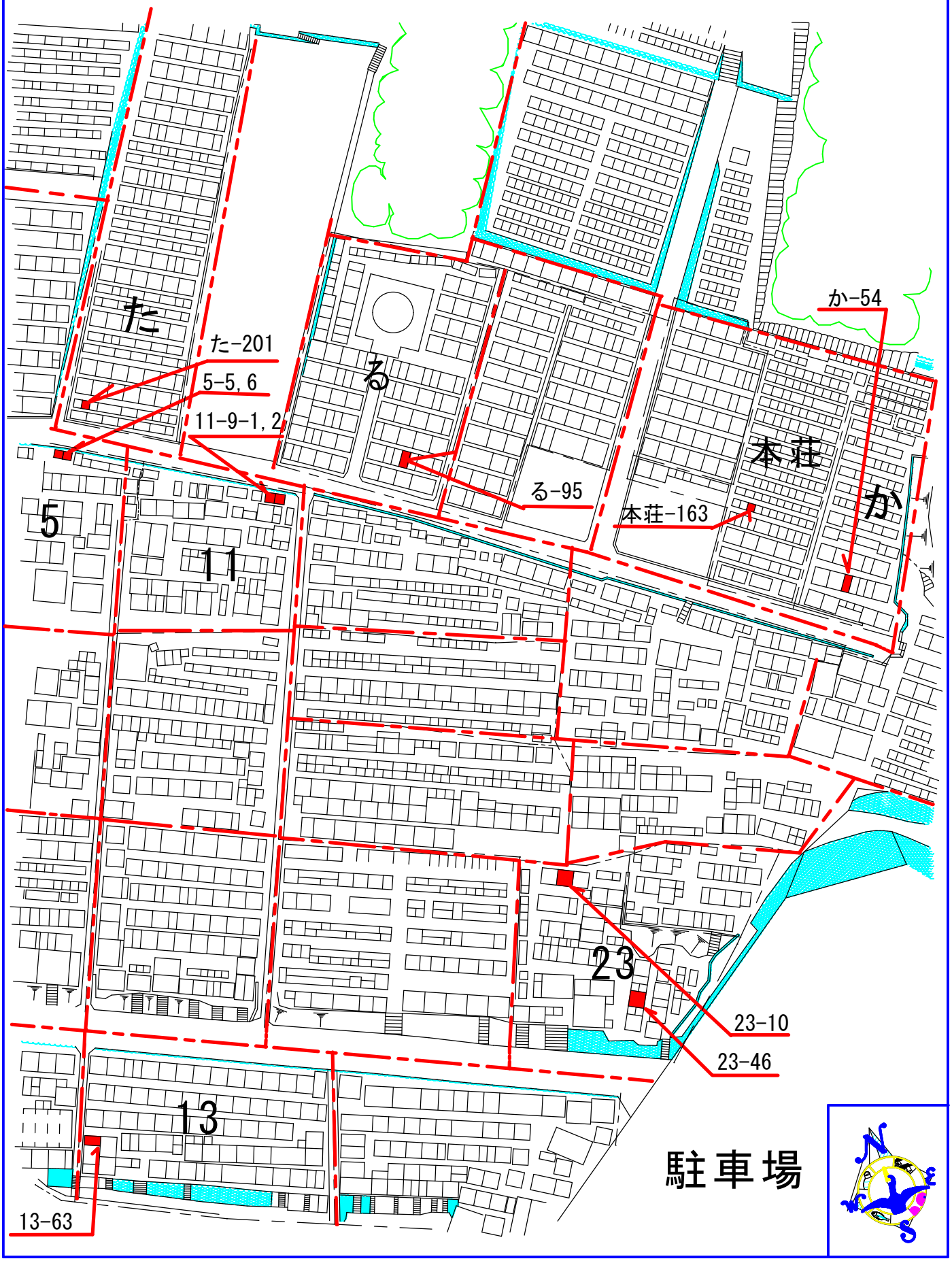
図面１


1-3
1-15-1
1-15-2
長住-328
長住-331
弥八下北-237
1
弥八下北-239～242
※東側から採番
弥八下南-288
弥八下北
弥八下南-238
弥八下南
白山極楽通
-17
白山功徳通
-22
白山
16
三五野北
-34
三五野北
三五野北
-102, 103
忠節-37
16-35
忠節
忠節-164
ら-11
ら

図面２



図面３


た
た-201
5-5, 6
11-9-1, 2
る
る-95
か-54
本荘
本荘-163
か
5
11
23
23-10
23-46
13
13-63
駐車場